

**第四次多賀城市子ども読書活動推進計画
(案)**

**令和 3 年 月
多賀城市**

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 子どもの読書活動を推進する意義	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 子どもの読書活動の状況	2
1 子どもの読書活動の推進の取組経過	2
2 子どもの読書活動の現状	3
3 子どもの読書活動に係る環境の変化	6
第3章 基本方針	8
1 対象者	8
2 目指す姿	8
3 成果指標と目標値	8
4 基本的方策	8
第4章 具体的な取組	9
1 家庭における読書活動の推奨	9
2 健康診査や児童福祉施設等における読書活動の推進	9
3 学校における読書活動の推進	9
4 学校図書館における読書活動の推進	9
5 市立図書館における読書活動の推進	10
(参考資料)	
第三次計画期間における取組	12
1 未就学児及びその保護者に対する読書推進の取組	12
2 児童館及び子育てサポートセンターでの読書推進の取組	13
3 小中学校での読書推進の取組	14
4 学校図書館の充実	14
3 市立図書館の充実	15
子どもの読書活動の推進に関する法律	18

第1章 計画の策定に当たって

1 子どもの読書活動を推進する意義

読書は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を積極的に推進するため、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）が公布・施行されています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構が平成25年2月に公表した「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告」においては、「子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、未来志向、社会性、自己肯定、意欲・関心、文化的作法・教養、市民性の全てにおいて意識・能力が高い」、「就学前から小学校低学年までの読書活動（家族から昔話を聞いたこと、本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと、絵本を読んだことなど）と成人の文化的作法・教養との関係が強い」という結果が示されており、小さい頃の読書活動が非常に大切であることが分かります。

本市では、このような結果を参考としながら、子どもの読書意欲が向上するよう、積極的に子どもの読書のための環境の整備を推進しています。

2 計画の位置付け

本計画は、第六次多賀城市総合計画及び第二次教育振興基本計画の分野別計画とし、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画として策定するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 子どもの読書活動の状況

1 子どもの読書活動の推進の取組経過

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国においては「子ども（子供）の読書活動の推進に関する基本的な計画」が、宮城県においては「みやぎ子ども（子供）読書活動推進計画」が策定されており、本市ではこれらの法律や計画を受けて策定した「多賀城市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書のための環境の整備を進めてきました。

その主要な経過は、次のとおりです（平成28年度からの取組の詳細については、参考資料「第三次計画期間における取組」を参照）。

年月	国	県	市	事項
H13. 12	国			「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
H14. 8	国			「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H16. 3		県		「みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
H17. 7	国			「文字・活字文化振興法」施行
H18. 2			市	「多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
H19. 4			市	市立図書館からの学校司書の派遣（天真小、城南小）
H20. 3	国			「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H20. 4			市	市立図書館からの学校司書の派遣（山王小）
H20. 6	国			「図書館法」改正（図書館奉仕の留意事項として家庭教育の向上に資することが追加）
H21. 4		県		「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
			市	市立図書館からの学校司書の派遣（多賀城東小）
H22. 4			市	市立図書館からの学校司書の派遣（多賀城小、多賀城八幡小）
H23. 7			市	「第二次多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
H24. 4			市	小学校の学校図書館と図書館のオンライン化
H25. 5	国			「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H26. 3		県		「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」策定
H27. 4	国			「学校図書館法」改正（学校司書の配置、学校司書の資質向上を図るための研修等の実施の努力義務化）
H28. 3			市	多賀城市立図書館の新築移転及び指定管理者制度の導入 読書通帳の配布の開始
				「第三次多賀城市子ども読書活動推進計画」策定
H28. 4			市	市立図書館からの学校司書の派遣（中学校4校）
H28. 7			市	中学校の学校図書館と図書館のオンライン化
H30. 4	国			「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H31. 4		県		「第四次みやぎ子供読書活動推進計画」策定
R 1. 6	国			「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
R 2			市	学校図書館の蔵書の充実（新型コロナウイルス感染症対策）

2 子どもの読書活動の現状

(1) 子どもの不読率

ア 全国、宮城県の状態

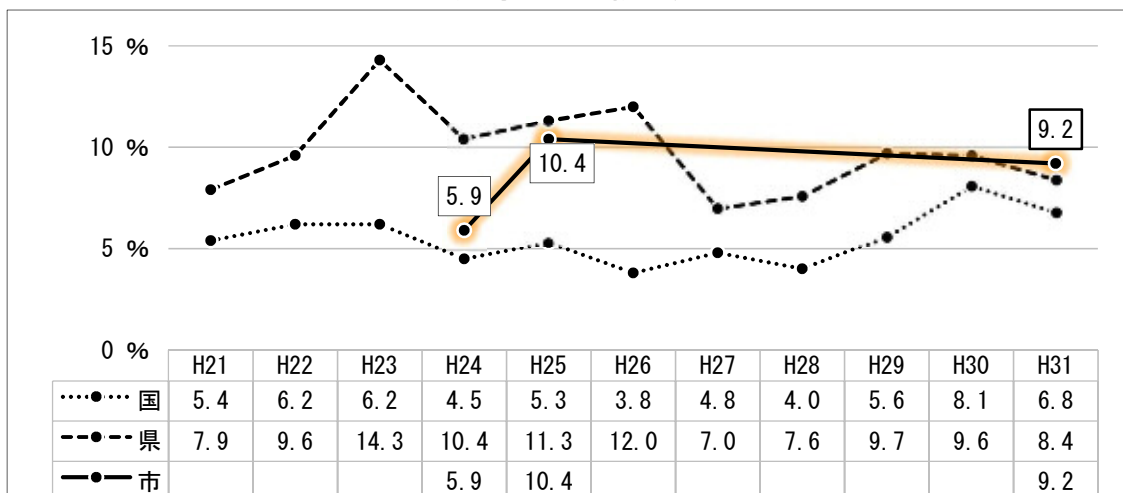
子どもの不読率（調査対象とした1か月の間に1冊も本を読まなかった子どもの割合）は、小学生・中学生の両方について、全国平均・宮城県平均ともに横ばいの状況にあります。

なお、小学生の宮城県平均は、この10年間、全国平均より悪い（高い）状況が続いています。

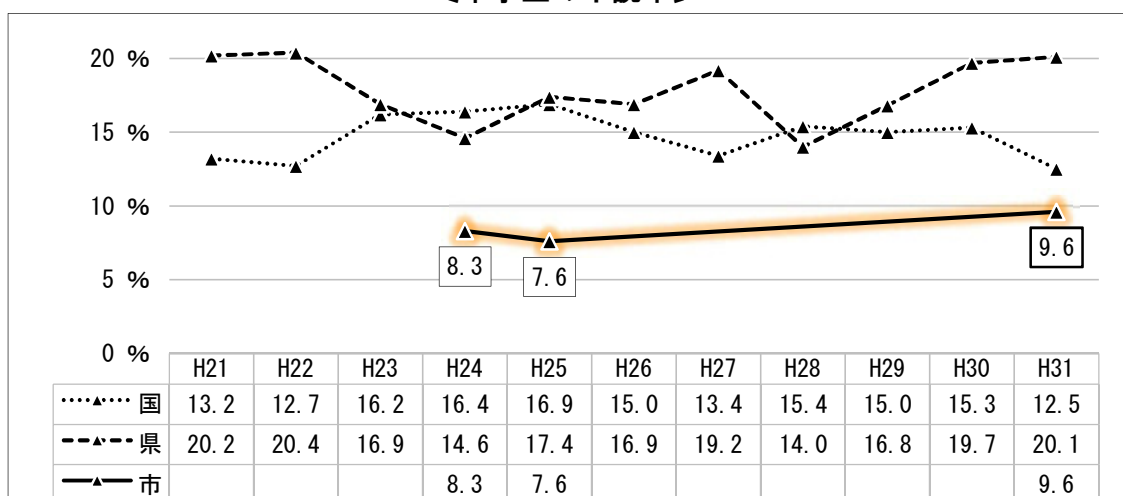
イ 本市の状況

本市については、小学生は、平成24年度及び平成25年度の時点では宮城県平均よりは良い（低い）ものの、全国平均より悪い（高い）という状況にありましたが、平成31年度では全国平均・宮城県平均の両方よりも悪い（高い）状況となっています。一方、中学生は、調査を行った3か年度において、全国平均・宮城県平均の両方よりも良い（低い）値となっています。

〔小学生の不読率〕



〔中学生の不読率〕



※ 国の値は公益社団法人全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」、県の値は宮城県「子供読書活動に関するアンケート調査」から。また、小学生の対象は、国は4～6年生、県は3～6年生、市は2～6年生。以下、この項のグラフにおいて同じ。

(2) 子どもの1か月当たりの読書冊数

ア 全国、宮城県の状況

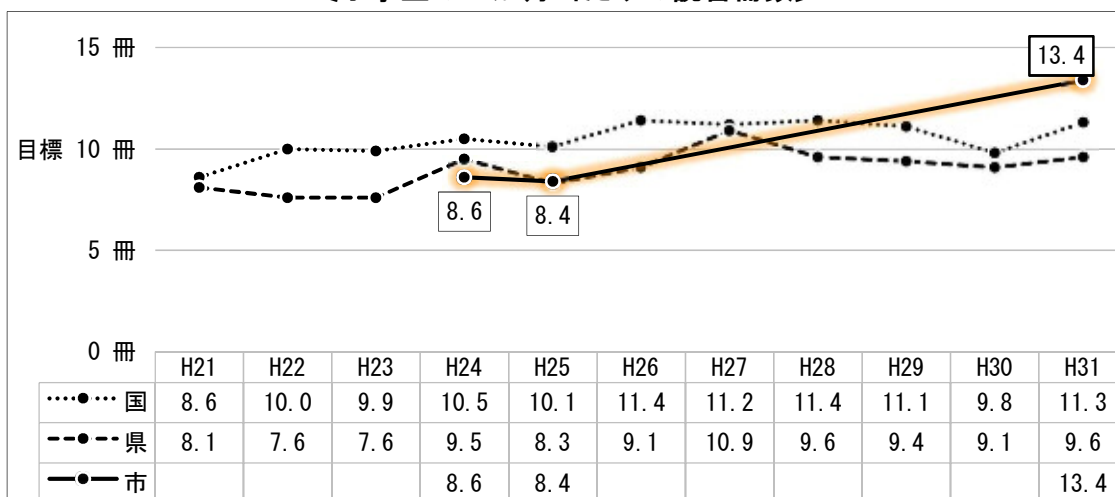
子どもの1か月当たりの読書冊数は、小学生については、全国平均・宮城県平均ともに増加傾向にあります。中学生については、全国平均は微増傾向にありますが、宮城県平均は横ばいの状態です。

なお、平成24年度の中学生を除き、宮城県平均は、この10年間、全国平均を下回っている状況が続いています。

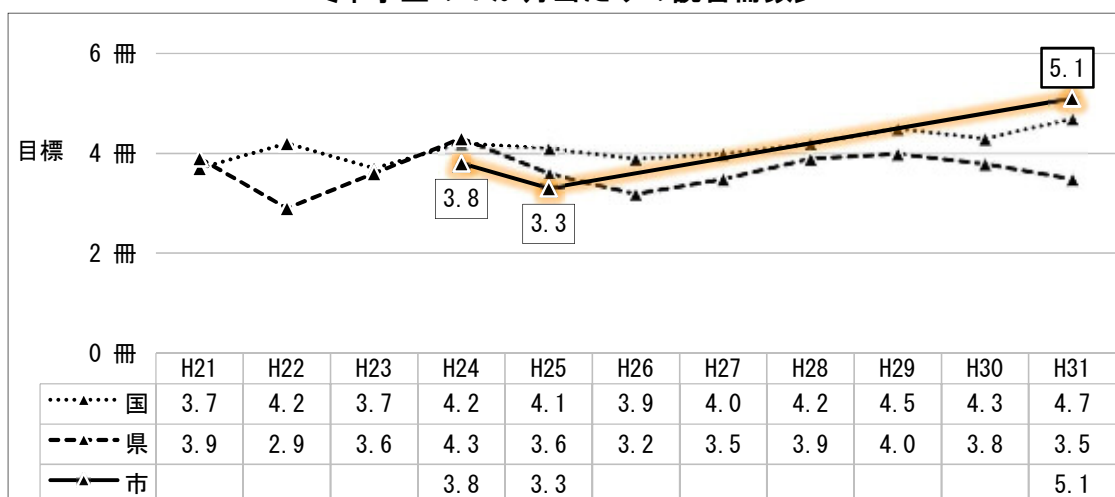
イ 本市の状況

本市については、小学生・中学生の両方について、平成24年度の時点では全国平均・宮城県平均とともに下回っていましたが、平成31年度ではそれぞれをともに上回り、第三次計画の目標値（小学生：10冊、中学生：4冊）を達成している状況にあります。

【小学生の1か月当たりの読書冊数】



【中学生の1か月当たりの読書冊数】



(3) 学校図書館の一人当たり年間貸出冊数

ア 宮城県の状況

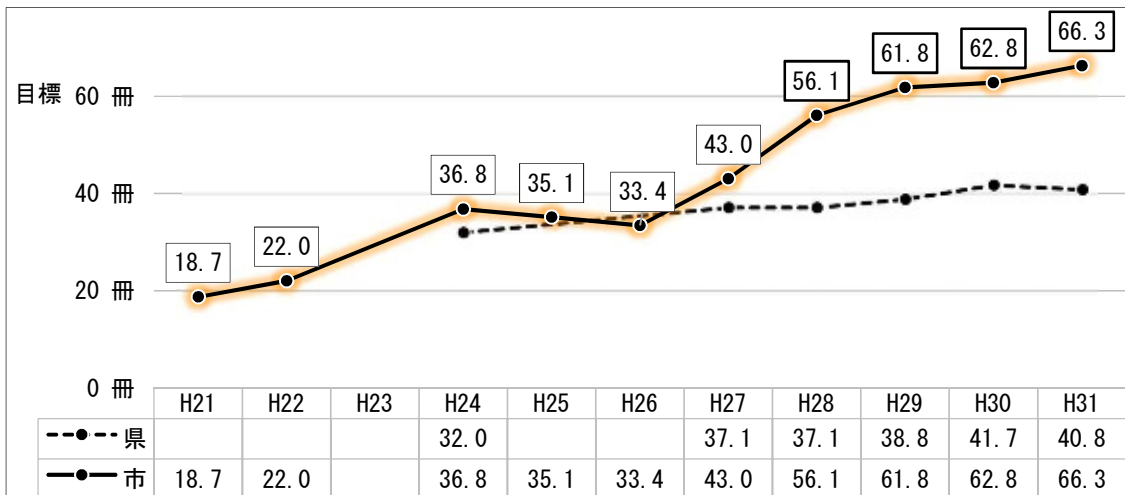
宮城県の学校図書館の一人当たりの年間貸出冊数は、小学生・中学生ともに微増傾向にあります。

イ 本市の状況

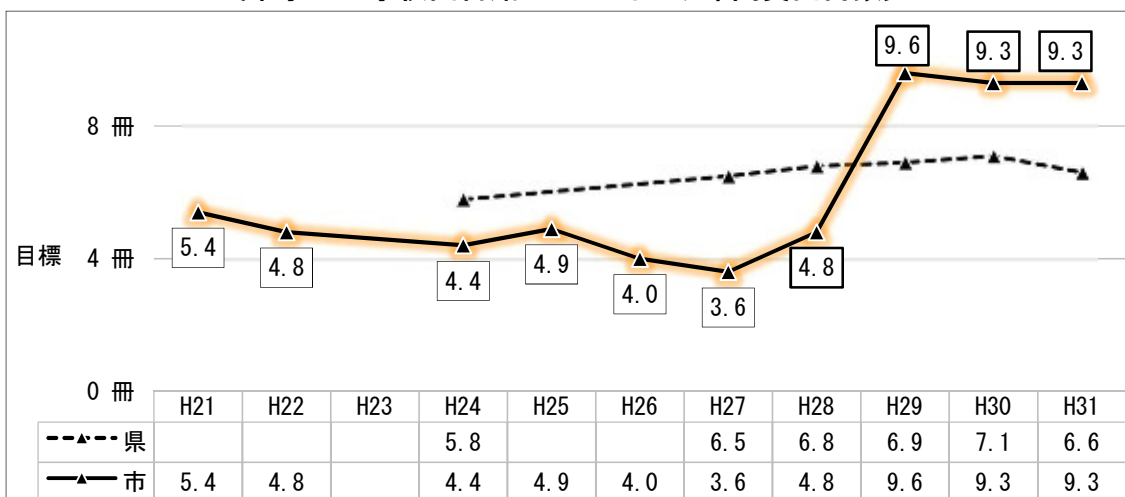
本市については、10年前と比較して小学生・中学生ともに大きく増加しており、平成28年度以降の第三次計画期間においては、平成28年度の小学生を除き、第三次計画の目標値（小学生：60冊、中学生：4冊）を全て達成しています。

特に平成27年度まで減少傾向にあった中学生については、平成28年度から大きく増加しており、同年度から開始した市立図書館からの学校司書の派遣が影響していることが考えられます。

〔小学生の学校図書館の一人当たり年間貸出冊数〕



〔中学生の学校図書館の一人当たり年間貸出冊数〕



(4) 本市の子どもの読書活動の状況

(1)から(3)までの本市の子どもの読書活動の状況をまとめると次のようになります。

指標		第三次計画 目標値	現状値（平成31年度）		
			市	県	国
不読率	小学生	—	× 9.2%	8.4%	6.8%
	中学生	—	○ 9.6%	20.1%	12.5%
1か月当たり の読書冊数	小学生	10冊	○ 13.4冊	9.6冊	11.3冊
	中学生	4冊	○ 5.1冊	3.5冊	4.7冊
学校図書館の 年間貸出冊数	小学生	60冊	○ 66.3冊	40.8冊	—
	中学生	4冊	○ 9.3冊	6.6冊	—

1か月当たりの読書冊数、学校図書館の一人当たり年間貸出冊数の両方について、第三次計画に掲げた目標値を達成しており、また、小学生の不読率以外は、全国平均・宮城県平均よりも良い状況にあります。

ただし、読書冊数と貸出冊数が増加傾向にある一方、不読率の改善はなされていないため、本を読む子どもと読まない子どもの二極化が進んでいることが考えられます。

3 子どもの読書活動に係る環境の変化

子どもを取り巻く環境の大きな変化として、スマートフォンやパソコンをはじめとする情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）のめざましい進展と普及が挙げられます。

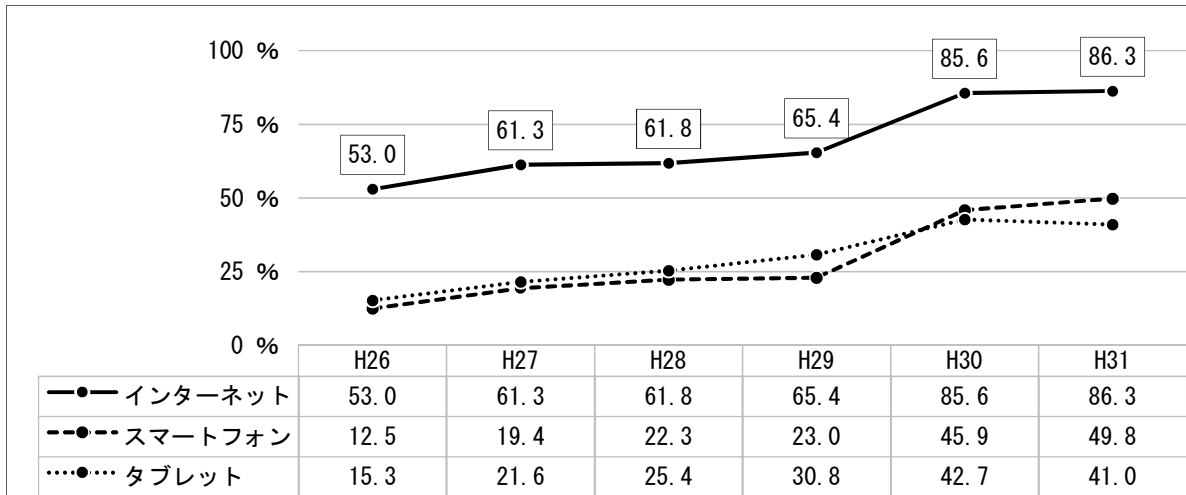
子どものインターネット及びスマートフォン等の利用率は年々上昇しており、SNS（Social Networking Service）などのコミュニケーションツールも多様化しています。

また、学校の授業においても、コンピューターやタブレットなどのICT機器が活用されるようになってきました。文部科学省が令和元年12月に打ち出した「GIGAスクール構想」（GIGA：Global and Innovation Gateway for All）では、全小中学校に1人1台の学習用端末を整備することが掲げられています。家庭においてもスマートフォンやタブレットなどで電子書籍が読まれるようになるなど、紙媒体の本を読むことだけが読書ではなくなっています。

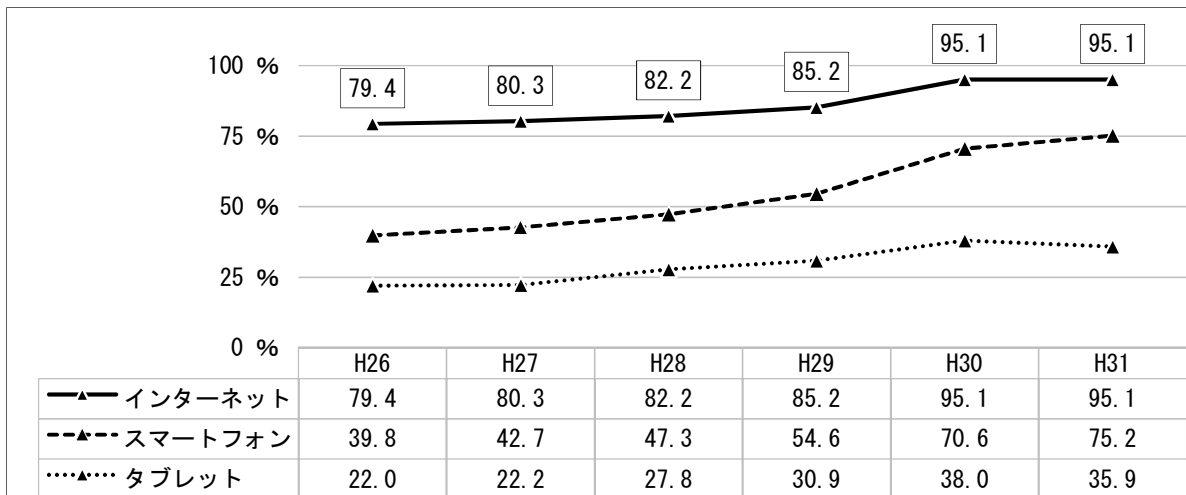
インターネット及びスマートフォン等の利用率並びにそれらの利用時間は、今後も上昇していくことが予想され、これらの情報環境の変化は、子どもの読書活動に大きな影響を与える可能性があります。

このため、国は、「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の実施期間中に詳細な実態把握とその分析を行うこととしており、本市においてもその動向を注視する必要があります。

〔小学生（10歳以上）のインターネット等の利用率（全国）〕



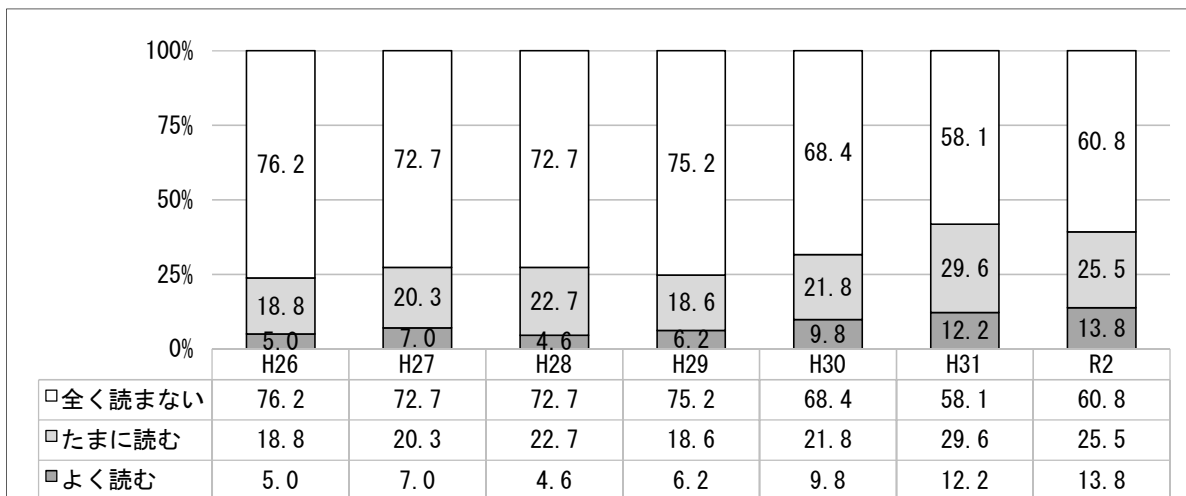
〔中学生のインターネット等の利用率（全国）〕



※ 内閣府「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」から。

なお、平成26年度から平成29年度までと平成30年度以降とは、設問内容が一部異なるため、直接比較はできない。

〔中学生の電子書籍を読む頻度（宮城県）〕



※ 宮城県「子供読書活動に関するアンケート調査結果」から

第3章 基本方針

第三次計画の成果を引き継ぎ、子ども読書活動の一層の推進を図るため、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

1 対象者

計画の対象者は、乳幼児から中学生までの子どもとします。

2 目指す姿

計画の目指す姿を次のとおり定めます。

子どもに読書の習慣が身につき、
子どもが自ら本を選び、進んで読書に取り組んでいます。

3 成果指標と目標値

目指す姿の達成度合を測るため、成果指標とその目標値を次のとおり定めます。

成果指標		現状値 (平成31年度)	目標値 (令和7年度)	参考：県目標値 (令和5年度)
(1) 不読率	小学生	9.2%	8%	7%
	中学生	9.6%	9%	16%
(2) 1か月当たりの 読書冊数	小学生	13.4冊	14冊	10冊
	中学生	5.1冊	6冊	4冊
(3) 学校図書館の年 間貸出冊数	小学生	66.3冊	67冊	42.3冊
	中学生	9.3冊	10冊	7.3冊

4 基本的方策

目指す姿を実現するための基本的方策を次のとおり定めます。

(1) 読書文化の普及啓発

あらゆる機会を捉え、読書の楽しさや子どもの読書活動の重要性を普及啓発します。

(2) 読書機会の充実

子どもの成長過程に応じた読書機会を創出します。

(3) 読書環境の充実

子どもがいつでもどこでも自主的に読書活動ができるように環境整備に努めます。

(4) 関係機関との連携協力

家庭、地域、民間団体等と連携し、子どもの読書活動の推進に努めます。

第4章 具体的な取組

基本方針に定めた目指す姿の実現のため、本計画の期間内において、次のような事項に取り組みます。

1 家庭における読書活動の推奨

- (1) 読書の楽しさや読書活動の重要性の啓発
- (2) 家庭における読み聞かせや家読^{※1}の推奨

※1 家読（うちどく）

家族間でのコミュニケーションを図るため、家族で同じ本を読んだり、それぞれが読んだ本の感想を話しあったりする取組です。

2 健康診査や児童福祉施設等における読書活動の推進

- (1) 乳幼児健康診査、離乳食講習会等における読み聞かせや本の紹介
- (2) 保育所、児童館、子育てサポートセンター等における読み聞かせや本の紹介

3 学校における読書活動の推進

- (1) 朝の読書運動^{※2}
- (2) 移動おはなし会等における読み聞かせ
- (3) その他の読書活動推進の取組（多読児童・生徒・学級の表彰、読書推進スタンプラリー、図書館まつり、読書感想画の募集、ブックトーク^{※3}、ビブリオバトル^{※4}等）

※2 朝の読書運動

読書の習慣をつけるため、授業が始まる前の時間を利用して、児童・生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読む取組です。

※3 ブックトーク

読書に興味を持ってもらうため、テーマを決め、そのテーマに関連する様々なジャンルの本を紹介する取組です。

※4 ビブリオバトル

発表者がお薦めの本を紹介した後、発表者と観客とで一番読みたくなった本を多数決で決める取組です。

4 学校図書館における読書活動の推進

- (1) 学校図書館と市立図書館の連携（学校司書の派遣、オンライン化、市立図書館の蔵書の学校図書館への展示）
- (2) 蔵書の充実（学校図書館図書標準の達成、古い資料の買い換え）
- (3) 授業支援等の充実

5 市立図書館における読書活動の推進

- (1) 図書館だより等での年齢層に合わせた推奨本の紹介
- (2) 発達段階に合わせた推奨本リストの配布
- (3) おはなし会や子ども向けイベント
- (4) 読書活動推進のイベント（ブックトーク、ビブリオバトル等）
- (5) 児童書及びヤングアダルト図書^{※5}の充実
- (6) 子ども向け展示コーナーの充実
- (7) 読むことが困難な子どもへのサービスの充実（LLブック^{※6}等）
- (8) 読書通帳の配付及び利用の普及
- (9) 移動図書館の小学校及び登録団体（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館等）の巡回
- (10) 学習スペースの設置
- (11) 図書館見学や職場体験の受入れ
- (12) 読み聞かせボランティアとの連携・支援

※5 ヤングアダルト図書

児童書から一般書への橋渡しとなる中高生向けの図書です。

※6 LLブック

知的障害や学習障害などがある人もやさしく読めるよう、イラストや写真、記号を多く使うなどの工夫がなされている本です（LLは、スウェーデン語の“Lättläst”の略で、「やさしくてわかりやすい」という意味）。

(参考資料)

第三次計画期間における取組

平成28年3月に策定した「第三次多賀城市子ども読書活動推進計画」に基づき、次のような取組を実施してきました。

1 未就学児及びその保護者に対する読書推進の取組

(1) 各種健診の場や保育所等での読み聞かせ

市立図書館と健康課が連携し、離乳食講習会等で司書等による読み聞かせを実施し、読み聞かせの重要性のほか、その方法や楽しみ方を保護者に伝えました。

幼児健康診査の際には、待ち時間に自由に見てもらえるように50冊ほどの絵本を会場に置くとともに、保育士による親子遊びの指導や絵本等の読み聞かせを行いました。

保育所では、子どもが読書の楽しさを知り、言葉や文字に興味・関心を持ち、創造性を養うことを目的に様々な読み聞かせを実施しました。

ア 離乳食講習会等での司書等による読み聞かせ（市立図書館）

年度	回数
H28	30回
H29	23回
H30	29回
H31	26回

イ 健康診査等での保育士による親子遊び指導・読み聞かせ（健康課）

年度	回数	人数
H28	119回	2,794人
H29	117回	2,736人
H30	120回	2,324人
H31	49回	1,005人

ウ 保育所での読み聞かせ（公立保育所）

年度	日々の保育		ボランティア等		誕生会等の行事	
	延べ日数	冊数	回数	冊数	回数	種類
H28	1,472日	25,103冊	9回	34冊	45回	57種類
H29	1,459日	26,535冊	12回	34冊	47回	61種類
H30	1,459日	25,356冊	6回	15冊	46回	84種類
H31	1,168日	20,920冊	6回	21冊	43回	82種類

(2) 各種健診の場等を利用した本の紹介

子育てにおいて絵本が果たす役割の大切さを啓発するため、3～4か月児健康診査等で絵本を紹介しました。

乳児から幼児までの発達段階に応じた3種類の推奨本リストを作成し、市立図書館や離乳食講習会等で配布しました。

保育所では、保育所の「保育だより」や市立図書館の「図書館だより」「うさちゃんだより」で年齢層に合わせた推奨本を紹介しました。

年度	健康診査等での 絵本の紹介		離乳食講習会等での 推奨本リストの配付		公立保育所での保育だより 等による絵本の紹介	
	回数	冊数	回数	人数	回数	人数
H28	19回	45冊	25回	601人	76回	1,077人
H29	27回	278冊	25回	536人	83回	1,171人
H30	33回	526冊	15回	123人	24回	586人
H31	17回	41冊	15回	99人	22回	483人

2 児童館及び子育てサポートセンターでの読書推進の取組

児童館及び子育てサポートセンターでは、本や読書に親しむ機会を増やし、情操豊かな子どもの育成を図ることを目的に読み聞かせ等を行いました。

(1) 児童館

年度	読み聞かせ						絵本の 紹介 冊数	絵本の 貸出し 冊数
	児童館職員		自主活動サークル やボランティア		図書館職員			
	回数	冊数	回数	冊数	回数	冊数	冊数	冊数
H28	62回	126冊	13回	36冊	0回	0冊	910冊	117冊
H29	75回	132冊	17回	59冊	1回	3冊	945冊	285冊
H30	121回	240冊	24回	83冊	1回	5冊	973冊	221冊
H31	90回	226冊	15回	91冊	1回	8冊	816冊	176冊

(2) 子育てサポートセンター

年度	読み聞かせ						絵本の 紹介 冊数
	センター職員		自主活動サークル やボランティア		図書館職員		
	回数	冊数	回数	冊数	回数	冊数	冊数
H28	33回	106冊	11回	23冊	11回	54冊	585冊
H29	147回	372冊	5回	12冊	12回	55冊	461冊
H30	168回	417冊	8回	18冊	11回	54冊	360冊
H31	179回	341冊	22回	86冊	11回	67冊	507冊

3 小中学校での読書推進の取組

(1) 朝の読書運動

全小中学校で朝の読書運動を実施しました。

また、朝の読書運動の際に学校支援地域本部事業のボランティアの協力を得て、各小学校で読み聞かせを実施しました。

年度	実施回数	ボランティア人数
H28	99回	476人
H29	94回	484人
H30	108回	589人
H31	102回	525人

(2) 移動おはなし会

移動おはなし会として、図書館職員及び読み聞かせボランティア団体による読み聞かせを各小学校で年1回実施しました。

(3) その他の取組

その他各小中学校において次のような独自の読書活動推進の取組を行いました。

- ・ 多読児童・生徒・学級の表彰、読書推進スタンプラリー、学級文庫の設置・充実、図書館まつり、推薦図書・新蔵書の周知、希望図書アンケート、図書委員による広報・企画、読書感想画の募集、ブックトーク、学校司書の読み聞かせ

4 学校図書館の充実

(1) 学校図書館と市立図書館との連携

小学校の学校図書館に導入済みだった市立図書館からの学校司書の派遣及び市立図書館とのオンライン化について、平成28年度から中学校にも導入し、市立図書館と連携した学校図書館の運営を行っています。

(2) 図書資料の充実（学校図書館図書充足率）

年度	多賀城小	多賀城東小	山王小	天真小	城南小	多賀城八幡小	小学校計
H28	99.7%	92.7%	81.3%	102.0%	87.9%	92.8%	92.3%
H29	102.2%	95.1%	85.3%	85.8%	93.5%	93.8%	92.7%
H30	107.4%	98.4%	81.4%	86.6%	94.3%	93.8%	93.6%
H31	107.9%	97.7%	81.8%	80.8%	94.5%	92.0%	92.4%

年度	多賀城中	第二中	東豊中	高崎中	中学校計	合計
H28	95.0%	80.2%	91.7%	83.9%	87.2%	90.1%
H29	98.9%	65.9%	93.3%	74.8%	81.9%	88.2%
H30	97.8%	71.5%	84.7%	78.4%	83.0%	89.1%
H31	99.4%	73.7%	92.4%	77.4%	85.1%	89.4%

(3) 市立図書館の蔵書の配置

学校司書を通じて市立図書館の蔵書を学校図書館に一定数展示し、図書資料の有効活用を行いました。

(4) 先生方への授業支援サービスの充実

学校司書を通じて授業で使用する図書資料の収集、提供等に努めました。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る環境整備

コロナ禍における調べ学習や家庭学習の推進に資するため、令和2年度に蔵書の追加購入を行い、学校図書館の学びの環境を充実を図りました（100万円/校）。

また、感染症対策としてエアコンの設置を進めています（令和3年6月完了予定）。

3 市立図書館の充実

(1) 保護者が子どもと一緒に行きたくなる環境づくり

市立図書館の新築移転に伴い、保護者が子どもと一緒に安心して楽しく過ごせるようにキッズライブラリーの面積を大幅に拡大したほか、読み聞かせコーナー、子ども用トイレ及び授乳室の整備を行いました。

- ・ キッズライブラリーの面積

区分	面積
旧館	108.00m ²
新館	320.83m ²

(2) おはなし会の開催

大型絵本やボランティアが作成した布絵本を用いたり、また、手遊びをしたり、音楽の演奏を絡めた演出をしたりするなど、乳幼児から楽しめる雰囲気づくりに努めながら、おはなし会を開催しました。

年度	職員	読み聞かせボランティア団体		
	回数	活動団体数	開催回数	延べ参加人数
H28	92回	3団体	64回	1,183人
H29	95回	3団体	66回	1,350人
H30	97回	3団体	66回	1,301人
H31	88回	3団体	56回	836人

(3) 子ども向けイベントの開催

司書の仕事を体験する「キッズ司書講座」、音楽の演奏とともに読み聞かせを行う「音と絵本のおはなし会」など、様々な子ども向けのイベントを開催しました。

年度	回数	参加者数
H28	30回	932人
H29	66回	3,144人
H30	29回	1,524人
H31	39回	1,482人

(4) 市立図書館展示コーナーの充実

子どもの興味を引くようなテーマに沿った本をキッズライブラリーに展示しました。

(5) 子ども向けコーナーの充実

児童書やヤングアダルト図書の充実を図りました。

年度	児童書	ヤングアダルト図書
H28	75,772冊	8,040冊
H29	75,874冊	8,425冊
H30	77,390冊	8,783冊
H31	78,205冊	9,110冊

(6) 読書通帳の配付

市立図書館の新築移転に伴い導入した「読書通帳」を中学生以下の市民に無償配布したほか、記帳満了者を対象に市立図書館長賞を授与するなど、読書を通じた楽しみの創出に取り組みました。

年度	無償配付数
H28	1,899冊
H29	903冊
H30	961冊
H31	904冊

(7) 移動図書館の巡回

市内小学校のほか、登録団体（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館等）を移動図書館が巡回し、子どもが多くの本と出会う機会を作りました。

ア 小学校巡回貸出冊数

年度	多賀城小	多賀城東小	山王小	天真小	城南小	多賀城八幡小	合計
H28	629冊	1,192冊	1,498冊	890冊	1,190冊	771冊	6,170冊
H29	349冊	940冊	1,418冊	506冊	566冊	820冊	4,599冊
H30	581冊	790冊	638冊	648冊	290冊	1,268冊	4,215冊
H31	416冊	904冊	421冊	908冊	623冊	461冊	3,733冊

イ 登録団体巡回貸出冊数（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館等）

年度	登録団体
H28	14,536冊
H29	15,342冊
H30	15,104冊
H31	15,557冊

(8) 学習スペースの充実

子どもが図書資料を用いて調べ学習を行えるように、子ども同士や親子で学習ができる優先席を設けました。

(9) 図書館見学・職場体験の受け入れ

図書館見学ツアーや中学生、高校生等の職場体験の受け入れを積極的に行いました。

- ・ 市内小中学校の見学受け入れ

年度	回数	人数
H28	13回	900人
H29	9回	474人
H30	10回	491人
H31	6回	481人

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次多賀城市子ども読書活動推進計画

令和3年 月

編集・発行 多賀城市教育委員会事務局生涯学習課
〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号
電話 022-368-1141 内線541～545
F A X 022-309-2460
E-mail gakusyu@city.tagajo.miyagi.jp